

労災保険

特別加入制度のしおり

海外派遣者用



厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署



はじめに

労災保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制度ですから、海外の事業場で就労する方は対象となりません。

国内の事業場で就労していた方が転勤命令等で海外の事業場に派遣された場合についても通常、その国の災害補償制度の対象となります。しかし外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから、海外に派遣された方についても労災保険の給付が受けられるようにしたのが海外派遣者の特別加入制度です。

このパンフレットは、海外派遣者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、業務上外の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特にご注意いただきたい事項を説明しています。

特別加入を希望される方はもちろん、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

も く じ

	ページ
1 特別加入者の範囲	1
2 特別加入の手続き	1
3 海外派遣と海外出張の区別	4
4 給付基礎日額・保険料	5
5 補償の対象となる範囲	6
6 保険給付・特別支給金の種類	7
7 支給制限	10
8 特別加入者としての地位の消滅	10
<様式記載例>	11

1 特別加入者の範囲

海外派遣者として特別加入をすることができるのは、以下のいずれかに該当する場合です。

日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先企業など海外で行われる事業に従事する労働者

日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外にある表1に定める数以下の労働者を常時使用する事業に従事する事業主およびその他労働者以外の方

派遣される事業の規模の判断については、海外の各国ごとに、企業を単位として判断します。例えば、日本に本社があって海外に事業場をもつ企業の場合には、日本国内の労働者も含めると総数では表1の規模を超える場合であっても、派遣先のそれぞれの国ごとの事業場において表1の規模以内であれば特別加入することができます。

表1 中小事業と認められる規模

業 種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

独立行政法人国際協力機構等開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する方

2 特別加入の手続き

(1) 新たに特別加入を申請する場合

派遣元の団体または事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要です。

なお、派遣先の事業については、有期事業も含まれます。

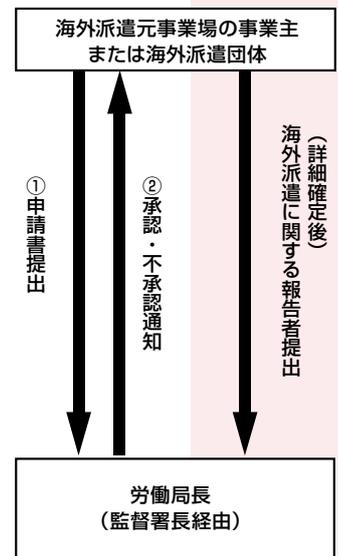
<加入の手続>

提出するもの： 特別加入申請書（海外派遣者）
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」という）
を經由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」という）

特別加入申請書（以下「申請書」という）には、特別加入を希望する方の業務の具体的な内容、業務歴および希望する給付基礎日額などを記入する必要があります。

派遣元の団体または事業主がその事業から派遣する方で、特別加入予定している方をまとめて行ってください。

海外派遣者の派遣の形態（転勤、移籍出向など）や派遣先での職種、あるいは派遣先事業場の形態、組織などについては問いません。



新たに海外に派遣される方に限らず、すでに海外の事業に派遣されている方についても特別加入することができますが、現地採用の方は、国内の事業から派遣されていないため、特別加入することはできません。また、単なる留学を目的とした派遣についても、海外において事業に従事するものと認められないため、特別加入することはできません。

※申請書の記載については、11ページの記載例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、5ページを参照してください。

中小事業の代表者などとして海外に派遣される方は労働者として派遣される方とは異なり、特別加入申請書の「業務の内容」欄に派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要です。

この場合、申請書には派遣先の事業の規模などを把握するための資料（派遣先事業に係る労働者名簿の写しまたは派遣先の事業案内など）を添付する必要があります。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請の日から14日以内で申請者が加入を希望する日となります。

海外派遣者の特別加入の場合、名簿に記載された方が現実に派遣先の事業に従事することになった時点で遅滞なく、「海外派遣に関する報告書」を1名につき1部を、監督署長を經由して労働局長に提出する必要があります。

「海外派遣に関する報告書」の記載については、12ページを参考にしてください。

(2) すでに特別加入を承認されている派遣元の事業の場合

提出するもの： 特別加入に関する変更届（海外派遣者）
提出先： 監督署長を経由して労働局長

以下の場合には、特別加入に関する変更届（以下「変更届」という）を提出する必要があります。

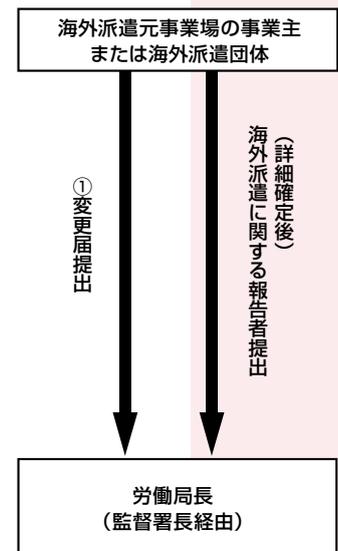
- ①特別加入を承認されている方の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ②派遣先の事業場の名称や所在地が変わった場合
- ③派遣する国が変わった場合
- ④派遣期間が変わった場合
- ⑤労働者として派遣されていた方が中小事業の代表者などに就任した場合
- ⑥中小事業の代表者などとして派遣されていた方が労働者となった場合
- ⑦新たに海外派遣者となった方を追加して特別加入させる場合
- ⑧帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った方がいる場合

上記⑤の場合には、変更届に、派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類および当該事業における労働者数などを記載するとともに派遣先の労働者名簿の写し、事業内容などの資料を添付する必要があります。

※変更届の記載については13ページの記載例を参考にしてください。

（ご注意）

変更届は業務災害または通勤災害が発生する前に提出された内容が給付に反映されます。



3 海外派遣と海外出張の区別

国内の事業場で就労していた方が海外で業務に従事するケースにはさまざまなものがありますが、大きく区分すると、「海外出張」の場合と「海外派遣」の場合が考えられます。

「海外出張」の場合は、海外出張者に関して何ら特別の手続きを要することなく、所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられます。

一方「海外派遣」の場合は、海外派遣者に関して特別加入の手続きを行っていないければ、労災保険による給付を受けられないことになります。

「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する方であり、「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務することになる方と定義され、「海外出張者」と「海外派遣者」のどちらかに当たるかは勤務の実態によって総合的に判断されることになります。

海外出張と海外派遣のケースを一般的に例示すると次のようになります。

区分	海外出張の例	海外派遣の例
業務内容	<ol style="list-style-type: none">1 商談2 技術・仕様等の打ち合わせ3 市場調査・会議・視察・見学4 アフターサービス5 現地での突発的なトラブル対処6 技術習得などのために海外に赴く場合	<ol style="list-style-type: none">1 海外関連会社（現地法人、合弁会社、提携先企業など）へ出向する場合2 海外支店、営業所などへ転勤する場合3 海外で行う据付工事・建設工事（有期事業）に従事する場合（統括責任者、工事監督者、一般作業員などとして派遣される場合）

4 給付基礎日額・保険料

(1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、労働局長が決定します。

決定された給付基礎日額は事前に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって翌年度より変更することができます。(*1)

また、年度更新期間中にも「第3種特別加入保険料申告書内訳名簿」又は「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になりますので、給付基礎日額の変更申請前に災害が発生している場合は、給付基礎日額変更は認められません。(*2)

(注)*1、*2は平成24年度以降の給付基礎日額について適用となります。

(2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に保険料率を乗じたものとなります。

なお、海外派遣者が、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表2 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注)×保険料率	
		海外派遣者の場合	保険料率 4/1000
20,000円	7,300,000円		29,200円
18,000円	6,570,000円		26,280円
16,000円	5,840,000円		23,360円
14,000円	5,110,000円		20,440円
12,000円	4,380,000円		17,520円
10,000円	3,650,000円		14,600円
9,000円	3,285,000円		13,140円
8,000円	2,920,000円		11,680円
7,000円	2,555,000円		10,220円
6,000円	2,190,000円		8,760円
5,000円	1,825,000円		7,300円
4,000円	1,460,000円		5,840円
3,500円	1,277,500円		5,108円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

5 補償の対象となる範囲

(1) 労働者として海外派遣される方の場合

国内の労働者の場合と同様、業務災害または通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

(2) 中小事業の代表者等として海外派遣される方の場合

○ 業務災害

業務災害の保険給付の対象となる災害は、一定の業務を行っていた場合に限られています。したがって、次に該当しない場合には、被災しても保険給付を受けることができませんので注意してください。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間(休憩時間を含む)内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合(ただし、例えば株主総会に出席している場合のようにその行為が事業主の立場において行われる事業主本来の業務を除く)
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務(準備、後始末行為を含む)を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務(事業主の立場において行われる業務を除く)のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次に掲げる場合
 - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
 - イ 突発事故(台風、火災など)による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者(業務遂行性が認められる者)を伴って出席する場合

○ 通勤災害

国内の労働者の場合と同様に取り扱われます。

(3) 留意事項

海外派遣者の補償の範囲に関して、特にご注意いただきたい事項は以下の通りです。

赴任途上における災害は、次の要件を全て満たす場合に業務災害と認められます。

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居などから赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路および方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

派遣先事業場からの国外出張については、国内の事業場からの海外出張の場合と同様の考え方によって業務災害であるかどうか判断されます。

他人の暴行による災害については、私怨による犯行など一定のものについては、業務を行っていた場合におけるものでも、保険給付を受けられないことがあります。

6 保険給付・特別支給金の種類

保険加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合には、所定の保険給付が支給されるとともに、これと併せて特別支給金が支給されます。

特別加入者に対する保険給付および特別支給金の種類は、表3の通りです。

なお、保険給付の請求は、派遣元の団体または事業主を通じて行い、請求書には、業務災害の発生状況などに関する資料として、「派遣先の事業主の証明書」を添付する必要があります。また、「在外公館の証明書」、「新聞記事」などについても併せて添付してください。（ただし、中小事業の代表者などとして派遣される方については「派遣先の事業主の証明書」は必要ありません）

また、これらの書類などが外国語で記載されている場合は、日本語に翻訳したものを併せて添付してください。

表3 保険給付・特別支給金一覧表

保険給付の種類 (注1)	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
療養補償給付 療養給付	業務災害または通勤災害による傷病について、病院等で治療する場合	労災病院または労災指定病院等において必要な治療が無料で受けられます。また、労災病院または労災指定病院等以外の病院において治療を受けた場合には、治療に要した費用が支給されます。	特別支給金はありません。	(給付基礎日額とは関係なく)必要な治療が無料で受けられます。
休業補償給付 休業給付	業務災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合 (注2)	休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額が支給されます。	休業特別支給金 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額を支給。	(20日間休業した場合) ①休業(補償)給付 1万円×60%×(20日-3日) =10万2千円 ②休業(補償)特別支給金 1万円×20%×(20日-3日) =3万4千円
障害補償給付 障害給付	〔障害(補償)年金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った場合 〔障害(補償)一時金〕 業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った場合	〔障害(補償)年金の場合〕 第1級は給付基礎日額の313日分～第7級は給付基礎日額の131日分が支給されます。 〔障害(補償)一時金の場合〕 第8級は給付基礎日額の503日分～第14級は給付基礎日額の56日分が支給されます。	障害特別支給金 第1級342万円～第14級8万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①障害(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②障害特別支給金(一時金) 342万円
傷病補償年金 傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において ①傷病が治っていないこと ②傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること のいずれにも該当する場合	第1級は給付基礎日額の313日分、第2級は給付基礎日額の277日分、第3級は給付基礎日額の245日分が支給されます。	傷病特別支給金 第1級は114万円 第2級は107万円 第3級は100万円を一時金として支給。	(第1級の場合) ①傷病(補償)年金 1万円×313日=313万円 ②傷病特別支給金(一時金) 114万円

保険給付の種類	支給事由	給付内容	特別支給金	具体的な例 (給付基礎日額1万円の場合)
遺族補償給付 遺族給付	〔遺族(補償)年金〕 業務災害または通勤災害により死亡した場合(年金額は遺族の人数に応じてかわります。) 〔遺族(補償)一時金〕 ①遺族(補償)年金を受けることができる遺族がいない場合 ②遺族(補償)年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受けよう方がいない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない場合	〔遺族(補償)年金の場合〕 遺族の人数によって支給される額が異なります。 (遺族1人の場合) 給付基礎日額の153日分または175日分(注3) (遺族2人の場合) 給付基礎日額の201日分 (遺族3人の場合) 給付基礎日額の223日分 (遺族4人以上の場合) 給付基礎日額の245日分 〔遺族(補償)一時金の場合〕 左欄の①の場合 給付基礎日額の1000日分 左欄の②の場合 給付基礎日額の1000日分からすでに支給した年金の合計額を差し引いた額	遺族特別支給金 300万円を一時金として支給	〔遺族(補償)年金で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)年金 1万円×245日=245万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円 〔遺族(補償)一時金支給事由①で遺族が4人の場合〕 ①遺族(補償)一時金 1万円×1000日=1000万円 ②遺族特別支給金(一時金) 300万円
葬祭料 葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合	31万5千円に給付基礎日額の30日分を加えた額または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。	特別支給金はありません。	①1万円×60日=60万円 ②31万5千円+(1万円×30日)=61万5千円 よって、高い額の②が支払われることになります。
介護補償給付 介護給付	業務災害または通勤災害により、障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち、一定の障害を有する方で現に介護を受けている場合	介護の費用として支出した額(上限額があります)が支給されます。親族等の介護を受けている方で、介護の費用を支出していない場合または支出した額が最低保障額を下回る場合は一律にその最低保障額が支給されます。 上限額および最低保障額は、常時介護と随時介護の場合で異なります。	特別支給金はありません。	H24年4月1日現在 〔常時介護を要する者〕 最高限度額 104,530円 最低保障額 56,720円 〔随時介護を要する者〕 最高限度額 52,270円 最低保障額 28,360円

(注1) 「保険給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に対して支給される保険給付です。

(注2) 派遣先などの海外において療養する場合、診療内容などで派遣先国独自の治療であっても、わが国または外国における医学常識に照らして妥当と認められるものについては支給されることとなります。療養の費用として支給される額は、支給決定日における外国為替換算率(売レート)により換算された邦貨額となります。

(注3) 休業(補償)給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業について全部労働不能であることが必要となっています。(全部労働不能とは、入院中または自宅就床加療中もしくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲(業務遂行性が認められる範囲)の業務または作業ができない状態をいいます)

(注4) 遺族(補償)年金の受給資格者である遺族が1人であり、55歳以上または一定の障害状態にある妻の場合には、給付基礎日額の175日分が支給されます。

7 支給制限

特別加入者が業務災害または通勤災害を被った場合には、保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

8 特別加入者としての地位の消滅

(1) 脱退により消滅する場合

派遣元の団体または事業主は、特別加入させた海外派遣者を全員包括して、政府の承認を受けて脱退することができます。

この場合、監督署長を経由して労働局長に「特別加入脱退申請書（海外派遣者）（以下「脱退申請書」といいます。）」を提出し、承認を受ける必要があります。

特別加入の脱退申請に対する労働局長の承認は、脱退申請の日から14日以内で申請者が脱退を希望する日となります。

(2) 自動的に消滅する場合

派遣元事業の廃止などにより、その事業についての保険関係が消滅した場合には、その日に特別加入者としての地位も消滅します。この場合、派遣元の団体または事業主は、「海外派遣者の特別加入に関する事業の保険関係消滅届」を監督署長を経由して労働局長に提出しなければなりません。

海外派遣者が、出向期間の終了により国内に帰国した場合は、その日に特別加入者としての地位は消滅することになります。

(3) 取消により消滅する場合

派遣元の団体または事業主が、関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。

「業務の内容」欄は、災害が発生したとき、労災保険給付の対象となるかどうかを判断する上で重要な事項ですので、明確に記載してください。また、派遣予定期間は特別加入者としての身分を有している期間を確定するために必要な事項ですのであわせてこの欄に正確に記載してください。

様式第34号の11（表面）

労働者災害補償保険 特別加入申請書（海外派遣者）

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

① 団体の名称又は事業主の氏名 (事業主が法人その他の団体であるときはその名称)						厚生労働商事株式会社					
② 申請に係る事業	イ 労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号				
			13	1	01	00000000					
	フリガナ		コソエイロウドウジョウジカウシキヤシヤ								
	ロ 名称		厚生労働商事株式会社								
ハ 事業場の所在地		東京都千代田区霞が関△-△-△									
ニ 事業の種類		卸売業・小売業 飲食店又は宿泊業									
③ 特別加入予定者						*この用紙に記載しきれない場合には、別紙に記載すること。 加入予定者数 計 名					
整理番号	特別加入予定者の氏名	派遣先の事業の名称及び事業場の所在地		派遣先の事業において従事する業務の内容		希望する給付基礎日額	備考				
1	厚生太郎	厚生労働商事株式会社 ロンドン支店 △-△ Groschenor. st London. N.W. 2 England		ロンドン支店長(代表者) 23.5.1~24.3.31 使用労働者30人 24年労働時間日200~17=200 2200販売に関する総務業務		16.000					
2	厚労一郎	同上		営業課員 23.5.1~24.3.31 製品販売及び事務		14.000					
3	労働二郎	同上		同上		14.000					
4	労災三郎	同上		同上		14.000					
④ 特別加入を希望する日(申請日の翌日から起算して14日以内)						平成23年5月 / 日					

上記のとおり特別加入の申請をします。

郵便番号 100-0000 電話番号 03-5253-XXXX

平成23年4月2日
東京 労働局長 殿

団体又は事業主の住所 東京都千代田区霞が関△-△-△
団体の名称又は事業主の氏名 厚生労働商事株式会社
代表取締役 霞が関太郎
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)



*労働基準監督署等記入欄 第3種特別加入に係る労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	備考

「特別加入予定者の氏名」欄は、海外派遣者として特別加入を予定している方全員の氏名を記載してください。

労働者災害補償保険
海外派遣に関する報告書

		整理番号	2
派遣者氏名		厚弟 一郎	性別 (男)・女
生年月日		昭和44年3月19日(41歳)	
住所		東京都足立区千住00町X-X	
派遣元の事業場名		霞が関商事株式会社	
派遣先	事業の名称及び所在地	霞が関商事株式会社 ロンドン支店 △-△ Grosvenor St, London, N.W. 2 England	
	事業の種類及び規模	卸売業小売業 飲食店又は宿泊業 25人	
派遣予定期間		23年5月1日から24年3月31日まで	
派遣先における身分		営業課員	
具体的な業務又は作業の内容		製品販売及び事務	
派遣先における住所		△-△ Piccadilly, London W1Z 9EN England	
給付基礎日額		14,000 円	

上記のとおり海外派遣させるので報告します。

23年5月1日

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
13	1	01	0000000	201

名称 厚生労働商事株式会社

事業の主たる事務所 東京都千代田区 郵便番号 100-0000

の所在地 霞が関 △-△-△ 電話番号 5253 局番 0000 番

厚生労働商事株式会社

代表者の氏名 代表取締役 霞が関 太郎



東京 労働局長殿

- (注意)
1. この報告書は、海外派遣の内容が具体的に確定したときに提出すること。
 2. 「整理番号」欄には、様式第34号の11(別紙)の整理番号を記載すること。
 3. 「派遣先における身分」欄には、地位、役職名等を記載すること。
 4. 労働保険番号は第3種特別加入保険料に係る保険番号を記載すること。
 5. 「代表者の氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。

様式第34号の12 (表面)

労働者災害補償保険 **特別加入に関する変更届** (海外派遣者)
特別加入脱退申請書

◎裏面の注意事項を読んでから記載してください。

特別加入に係る事業の承認	イ 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
		13	10	1	000000	301
	ロ 名称	厚生労働商事株式会社				
	ハ 事業場の所在地	東京都千代田区霞が関△-△-△				

変更届の場合 (特別加入者に関する事項の変更)	変更年月日	変更を生じた者の氏名 変更後の氏名	派遣先の事業の名称 及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容
		変更前 変更後	変更前 変更後	変更前 変更後
		変更前 変更後	変更前 変更後	変更前 変更後
		変更前 変更後	変更前 変更後	変更前 変更後

特別加入者の異動	異動年月日	氏名	異動年月日	氏名

特別加入者になった者 (新たに特別加入者になった者)の異動	異動年月日	氏名	派遣先の事業の名称 及び事業場の所在地	派遣先の事業において従事する業務の内容	希望する給付 基礎日額	備考
	平成23年6月1日	芳野 花子	厚生労働商事株式会社 ニューヨーク支店 7th Down Street New York U.S.A	出納係員 23.6.1~24.3.31 出納業務に関する事務	14,000	

変更決定を希望する日 (変更届提出の翌日から起算して14日以内) 平成23年 6月 1日

脱退申請の場合	以下の*欄は、承認を受けた事業に係る特別加入者の <u>全員</u> を特別加入者でないこととする場合に限って記載すること。
	*申請の理由 (脱退の理由)
	*脱退を希望する日 (申請日から起算して14日以内) 年 月 日

上記のとおり **変更を生じたので届けます。**
 特別加入脱退の申請をします。

平成23年 5月 22日
 東京 労働局長 殿

郵便番号 100-0000 電話番号 03-5252-XXXX

団体又は事業上の住所 東京都千代田区霞が関△-△-△
 団体の名称又は事業上の氏名 厚生労働商事株式会社
 代表取締役 霞が関 太郎
 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表)



詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。